

時 期	復旧・復興段階
区 分	福祉・医療・保健
分 野	医療
検 証 項 目	医療機関の再建

根拠法令・事務区分	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、国民健康保険法等
執 行 主 体	国、県、市町等 仮設診療所の設置については県が県医師会に委託し実施
財 源	<p>仮設診療所の設置：国庫負担 100%</p> <p>診療所の運営は、県医師会が適当と認める医師が行うこととし、運営に要する経費は社会保険診療報酬等をもって充てる。</p> <p>病院・診療所等の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立病院：国庫補助 2 / 3 (1 / 2 2 / 3) ・ 民間病院：国庫補助 1 / 2、1 / 3 ・ 診療所の復旧：国庫補助 1 / 3 ・ 看護師宿舍の復旧：国庫補助 1 / 2 共同診療所の整備：国庫補助 1 / 3 <p>---</p> <p>医療施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設近代化施設整備事業：国庫補助 1 / 3 ・ 医療施設耐震工事等施設整備事業：国庫補助 1 / 3 ・ 基幹災害医療センター：国庫補助 1 / 3 ・ 地域災害医療センター：国庫補助 1 / 3 ・ 小児救急医療拠点病院施設整備事業：国庫補助 1 / 3 ・ 救急医療情報センター：国庫補助 1 / 3 ・ 高度救命救急センター：国庫補助 1 / 3 ・ 救命救急センター：国庫補助 1 / 3 ・ 救急救命士養成所：設備費 国庫補助 1 / 2、患者輸送用自動車 国庫補助 1 / 2 等
概 要	<p>地域医療の回復を図るため、災害によって被害を受けた医療機関の施設復旧を図るとともに、被災者が必要な医療を受けることができるよう援助する必要がある。</p> <p>阪神・淡路大震災では、発災直後においては、医療機関の建物・設備の被害や水道、電気、ガスなどライフラインの寸断により、多くの医療機関が診療不能となる状況であり、1月25日の段階で973医療機関が休診であった。その後、徐々に診療を再開する医療機関も出始めたことから、避難所や救護所での医療活動は100日あまりで終息していったが、4月4日の時点で180医療機関が休診状態であり、地域医療の回復が被災者の生活再建を支える上でも大きな課題となった。被災医療機関の復旧については、医療施設近代化施設整備事業の特例措置が実施されたり、借入に対する利子補給が行われたりするなど、様々な支援策が講じられた。しかし、医療施設近代化施設整備事業に関しては、歯科医療機関やビル内診療所等では適用されず、すべての被災医療機関を援助できず不十分な制度であるとの指摘もある。また、被災者に対する支援としては、一定期間の間、保険料の免除等の支援措置が講じられたが、生活再建の目処が立たない被災者にとっては、免除が打ち切られることより治療を中断せざるを得ない状況も少なくなかったとの指摘もある。</p>

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	阪神・淡路大震災に対してとった措置

【厚生省】

仮設診療所の設置

- ・厚生省においては、震災により診療所が著しく減少した地域や仮設住宅の設置により人口が大幅に増加した地域における仮設診療所の設置について、仮設診療所リース料、初度設備整備費を補助した。
- ・巡回歯科診療車を兵庫県に配置するのに必要な経費（巡回歯科診療車、消耗器材、薬品等）を補助した。

[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p345]

病院の災害復旧に関して、公的病院、救急医療等を担う民間病院等の災害復旧事業等に対する補助の特例措置を講じた。

- ・公立病院については、国庫補助を1/2から2/3に上げた。
- ・民間病院については、救急医療等の政策医療を担う部分の災害復旧に必要な経費に対する国庫補助制度を創設した（国庫補助1/2）。また、患者の療養環境等を改善する病院に医療施設近代化施設整備事業を適用することとした（国庫補助1/3）。

[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p344]

被災診療所については、政策医療（在宅当番医制等）を実施している診療所を医療施設近代化施設整備事業の対象に追加することとした（国庫補助1/3）。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p344]

一次医療を早急に確保するため、職員や医療機器を共同利用する共同診療所の整備に対して、必要な経費を国庫補助することとした（国庫補助1/3）。[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p344]

社会福祉・医療事業団の災害復旧融資について、以下の特別措置を講じた。

貸付利率：3.0% 実質2.5%（0.5%の利子補給）

貸付限度額：1,000万円 3,000万円

償還期間及び措置期間の延長

既往貸付の償還の猶予（元金・利息ともに医療施設の実情に応じ弾力的に猶予）

無担保資金貸付の拡大：300万円 600万円

（代理貸付で口座設定した場合は500万円 1,000万円）

[『厚生省防災業務計画関連資料集』厚生省,p344-345]

保険診療の確保

- ・厚生省においては、被災者が医療を受ける機会を確保するため、患者が被保険者証を医療機関等に提示できない場合でも、氏名、住所等を申告することによって受診できる取扱いとするとともに、住家が全半壊した者等について、平成7年3月末まで一部負担金等の支払いを猶予することとした（健康保険・船員保険・国民健康保険・老人保健）。
- ・保険医療機関等が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等で診療等を行う場合、保険医療機関等としての継続性があれば、当該診療等を保険診療等として取り扱うこととした。
- ・平成7年1月の診療分につき診療録の消失等、地震直後の混乱等により、医療機関等が通常の報酬の請求を行うことができない場合については、過去の支払い実績に基づき概算により報酬を算定することとした。

[『平成8年版防災白書』国土庁,p290]

一部負担金等及び保険料の免除等

- ・健康保険及び船員保険について、特別立法（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律）により、一部負担金、入院時の食事に係る標準負担額及び保険料の免除並び

	<p>に標準報酬の改定の特例(震災の影響により著しく報酬月額が変動した場合、その月から標準報酬を改定することができる)等の措置を行った。一部負担金及び標準負担額の免除については、一般の被災者は平成7年5月末日、低所得者の被災者は平成7年12月末日まで免除することとし、保険料の免除については実情に応じて最長1年間(平成7年12月納付分まで)免除できることとした。[『平成8年版防災白書』国土庁,p290-291]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険については、保険料の減免基準の緩和を行ったほか、国民健康保険法の規定による一部負担金の免除等を行った。[『平成8年版防災白書』国土庁,p291] ・老人保健制度については、低所得者等について、老人保健法の規定による一部負担金の免除等を行った。[『平成8年版防災白書』国土庁,p291] <p>公費負担医療に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原爆医療法、結核予防法等の公費負担医療について、患者票や被爆者健康手帳等の関連書類等を焼失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続きをとることができない場合には、制度の対象であることの申し出、氏名、生年月日、住所、を示せば受診できるものとし、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる措置を行った。[『平成8年版防災白書』国土庁,p291] ・特定被災区域内に居住地を有する者の、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第32条第1項の規定に基づく通院医療に係る公費負担のうち、平成7年1月17日以後に負担が打ち切られるものについて、平成7年6月30日まで当該負担の期間を延長する措置をとった。[『平成8年版防災白書』国土庁,p291-292] <p>この他、以下の被災者に対する緊急医療確保対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証等の再交付の取り扱い(健康保険・国民健康保険・船員保険) ・健康保険任意継続被保険者の取り扱い(健康保険) ・健康保険等給付費の早期支払い(健康保険・船員保険) ・標準報酬の機動的改定(健康保険・船員保険) <p>【政府系公庫】</p> <p>国民金融公庫、中小企業融資公庫は、震災融資の特別措置を講じた。[『平成8年版防災白書』国土庁,p563]</p> <p>【労働省】</p> <p>労災保険情報センターは、特別融資を講じた(据置期間無利子、担保・保証人不要など)。</p> <p>【環境庁】</p> <p>公害病認定患者の保護対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境庁においては、被災した公害病認定患者の迅速・適切な保護を図るため、公害医療手帳を紛失した場合でも通常どおり医療を受けられるようにする措置をとった。[『平成8年版防災白書』国土庁,p280-281] <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>社会福祉・医療事業団の貸付は、平成9年3月末で、8件、2億3,100万円であった。[『阪神・淡路大震災復興誌第2巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p235]</p> <p>国民金融公庫融資については、借入件数4件、借入金額合計65,000千円であった。(平成8年3月現在)</p> <p>労災保険情報センター特別融資については、借入件数135件、借入金額合計629,000千円であった。(平成8年3月現在)</p> <p>(上記以外 「県」「市町」参照)</p>
県	阪神・淡路大震災に対してとった措置

仮設診療所の設置

- ・1月30日から財源措置等について国との協議を進め、内科を中心とした仮設診療所9カ所を設置するとともに、巡回歯科診療車10台を配置することとした。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p219]
- ・仮設診療所については、平成8年3月末までの設置としていたが、11年4月にはすべての施設において診療を終了した。[[『阪神・淡路大震災復興誌第5巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p251-253]

保険医療の確保

- ・国の緊急医療確保対策について、市町及び関係機関に通知するとともに、国民健康保険料(税)の減免に関しては、災害救助法適用市町に対し適切な措置をとるよう指導した。

医療施設等の復旧

- ・本来的な地域医療供給体制の確保を図るため、2月10日から財源措置等について国との協議を進め、被災した医療機関の整備を国庫助成制度である「医療施設近代化施設整備事業」の対象とすることとした。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p219]
- ・医療関係施設復興利子補給事業(阪神・淡路大震災復興基金事業)を創設し、社会福祉・医療事業団の災害復旧融資を利用する者で、特別被害者と認定された場合、2,000万円を限度に、その利子相当額を補助する(利子補給率2.5%、3年間)こととした。[財団法人阪神・淡路大震災復興基金事業案内 <http://web.pref.hyogo.jp/fkikin/jigyoo/index.htm>]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

仮設診療所の設置

- ・兵庫県は、仮設診療所を以下の9カ所設置した。

表 仮設診療所と対象となる仮設住宅戸数

診療所名	場所	対象となる仮設住宅戸数
六甲アイランド仮設診療所	神戸市東灘区	2,090戸
大石東町仮設診療所	神戸市灘区	208戸
ポートアイランド仮設診療所	神戸市中央区	1,050戸
平野町仮設診療所	神戸市西区	2,797戸
室谷仮設診療所	神戸市西区	1,250戸
櫛谷町仮設診療所	神戸市西区	1,371戸
西宮浜仮設診療所	西宮市	400戸
西宮名塩仮設診療所	西宮市	426戸
芦屋浜仮設診療所	芦屋市	1,494戸

[『震災と医療』兵庫県医師会,p98-99]より作成

- ・仮設診療所における診療実績は以下のとおりである。(神戸市内に設置された仮設診療所の診療実績)

表 神戸市内の仮設診療所

場所	設置時期	延べ患者数
六甲アイランド仮設診療所	H7.8.14-10.7.31	15,984人
大石東町仮設診療所	H7.6.12-8.11.4	26,451人
ポートアイランド仮設診療所	H7.5.24-11.4.16	31,204人
平野町仮設診療所	H7.8.12-11.3.31	24,955人
室谷仮設診療所	H7.8.21-10.5.26	5,567人
櫛谷町仮設診療所	H7.8.21-10.5.31	2,981人
西宮浜仮設診療所	H7.9.1-10.3.31	1,836人
西宮名塩仮設診療所	H7.8.30-10.7.10	2,920人
芦屋浜仮設診療所	H7.21-10.9.30	10,714人

[『阪神・淡路大震災復興誌第5巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p252-253]より作成

- ・仮設歯科診療所の開設状況は以下のとおりである。

表 仮設歯科診療所(巡回歯科診療車)の診療患者実績

地区	実施場所	診療期間	患者数
東灘区	御影公会堂	1/26-3/2	397
	中央市民病院東灘診療所	1/20-3/31	444
	本山南小学校(奈良県歯科医師会)	2/12-2/26(日・木)	86
灘区	原田中学校	1/26-2/28	253
中央区	兵庫県歯科医師会口腔保健センター	1/22-3/12	283
	吾妻小学校(大阪歯科大学)	1/28-2/28	94
	上筒井小学校(千葉県歯科医師会)	2/2-3/10	169
兵庫区	大関小学校他1避難所	2/1-2/28(月~土)	120
	神戸市心身障害者歯科センター	2/7-2/28(月~土)	8(一般のみ)
長田区	旧長田保健所	1/30-2/28	388
	合計	1/20-3/13	2,242

(平成7年3月31日現在)

『復興ルポ・その時、歯科医師たちは』『歯科医師からのレポート 震災でわかった歯と食のななし』神戸市歯科医師会,p89より作成

医療近代化施設整備事業の実績は、以下のとおりである。

	95年度実績		96年度実績		97年度見込み		98年度予算	
	施設数	交付決定額	施設数	交付決定額	施設数	交付決定額	施設数	交付決定額
病院	17	4,668,713	3	404,560	4	1,158,530	5	1,685,467
診療所	135	84,857	41	244,287	5	31,851	1	9,840
計	152	4,753,570	44	648,847	9	1,190,381	6	1,695,307

注：複数年にまたがるものがあるので件数は延べ数

『阪神・淡路大震災復興誌第3巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p273より作成

市 町	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【神戸市】</p> <p>保険医療の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市においては、県・市の復興基金を財源に、被災医療機関に対する特別融資を創設した。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995』神戸市,p424] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>特別利率：2.5%</p> <p>限度額：1企業5,000万円以下、1組合10億円以下</p> <p>全壊・全焼、半壊・半焼の罹災証明がある場合は2,000万円まで3年間無利子</p> <p>返済期間：10年以内</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 被災に伴う低所得者に対しては、医療費一部負担金を減免する措置を講じた。 <p>医療施設等の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市立西市民病院については、平成8年11月に病院本館の再建計画を発表し、平成9年に着工、平成11年度末に外来診療を開始し、平成12年に全面オープンした。[『阪神・淡路大震災復興誌第2巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p237] <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>兵庫県医師会は、震災により医療施設・医療機器に被害を受け、その再建復旧のため金融機関などから資金を借り入れた会員に対して、病院は1億円、個人は2,000万円を限度に、利子補給を行った(第一次1.0%利子補給、第二次2.5%利子補給)。また、兵庫県医師会の提携行19行への融資斡旋を行った。[『阪神・淡路大震災復興誌第7巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p252]</p> <p>兵庫県医療信用組合は、兵庫県医師会との協議を踏まえ、融資の金利を年2.5%にするなど、優遇措置を講じた。[『阪神・淡路大震災復興誌第7巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p252]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>第一次1.0%利子補給については、初年度(平成7年度)に357件、第二次2.5%利子補給につい</p>

	<p>ては、初年度（平成8年度）に201件、の利子補給を実施した。利子補給事業は平成14年度をもって廃止された。融資幹旋は3件、77,000千円であった（平成8年3月現在）。[『阪神・淡路大震災復興誌第7巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p252]</p> <p>兵庫県医療信用組合の融資利用件数は106件、借入金額合計は1,787,670千円であった（平成8年3月現在）。</p>
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果</p>	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>厚生労働省防災業務計画において、厚生労働省及び被災都道府県等は、医療施設の被害状況の調査等を実施し、速やかな復旧に努め、復旧に当たっては、再度の被災の防止を考慮に入れ、耐震、耐火性、不燃堅牢化について配慮することとしている。[『厚生省防災業務計画』厚生省]</p> <p>病院防災マニュアル作成ガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、病院レベルの災害時対応マニュアル策定、自主点検及び訓練のためのガイドラインの作成の必要性から、平成7年8月に「病院防災マニュアル作成ガイドライン」を取りまとめた。このガイドラインに基づき、各病院内に設けられた災害対策のための委員会等により、病院防災マニュアルが作成され、防災訓練等の取り組みが行われることが望ましいとしている。[『平成8年版厚生白書』厚生省,p276] <p>災害拠点病院の整備（平成8年5月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災では、施設・設備やライフラインの被害等によって被災地域内の医療機能が十分に機能せず、また、後方医療機関への搬送についても多くの課題が指摘された。このため、厚生労働省においては、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、災害時における初期救急医療体制を充実強化するため、24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制等を整えた医療機関を災害拠点病院として指定・整備を推進している。 <p>・設置方針</p> <p> 基幹災害医療センター：原則として各都道府県に1箇所設置</p> <p> 地域災害医療センター：原則として二次医療圏に1箇所設置</p> <p>[『平成15年度防災担当職員合同研修資料』内閣府,p247]</p> <p>医療施設の耐震化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省においては、都道府県に対して、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び「東海地震対策大綱」等に基づき、医療機関の耐震診断及び耐震改修をより一層進めるための施策を講じるよう通知している。また、医療施設近代化施設整備事業及び医療施設耐震工事等施設整備事業による国庫補助を行っている。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>災害拠点病院の整備（平成8年5月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院は、平成15年8月31日現在で47都道府県、542病院が指定されている。内訳は、基幹災害医療センターが54病院、地域災害医療センターが488病院（基幹災害医療センターとの重複4病院含む）である。[『平成15年度防災担当職員合同研修資料』内閣府,p247] <p>病院防災マニュアルの策定状況は、兵庫県内では、平成12年11月末現在で、県内の病院（345施設）中93.1%が策定済である。</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>災害拠点病院の指定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県は、平成8年12月に災害拠点病院として12箇所の医療機関を指定した。[『阪神・淡路大震災復興誌第2巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p238] <p>県立災害医療センター（仮称）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時に対応できる災害救急医療システムの中核施設として、神戸東部新都心に県立災害医療センター（仮称）を整備している。[『阪神・淡路大震災復興誌第6巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p294]

	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>神戸市立中央病院・治験診療所の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年10月、神戸市立中央病院に、医薬品の臨床試験を行う治験診療所が開設された。神戸医療産業都市構想の先端医療センターの一部業務を前倒しする形でオープンしたものである。[『阪神・淡路大震災復興誌第6巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p308] <p>神戸医療産業都市構想の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市は、震災後の地域経済の活性化を目指し、「神戸医療産業都市構想」を推進している。平成11年度には、中核施設・先端医療センターの運営主体となる財団法人先端医療振興財団が設立された。平成12年7月には先端医療センターの第1期工事が着工、平成13年3月からは臨床・研究棟などの第2期工事が着工された。[『阪神・淡路大震災復興誌第6巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p307]
	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>被災地の歯科診療所の診療不可能な状態を考慮したうえで、被災者に対する歯科診療体制の確立が必要である。移動式の歯科診療車を数多く導入することにより、診療の効率化も考えられるのではないだろうか。(「復興ルポ・その時、歯科医師たちは」『歯科医師からのレポート 震災でわかった歯と食のはなし』神戸市歯科医師会)</p> <p>兵庫県歯科医師会の口腔保健センターは、休日診療を平日診療に切り替えてオープンしたが、落ち着いて診療に来られる患者は20人ぐらいであった。そこで、口腔保健センターでは、従来の休日診療所が平日も診療していることをマスコミを通じて広報しようということになった。ところが、何度テレビ局やラジオ局にそのことをお願いしても、混沌とした状況の中でなかなか取り上げてもらえず、結局ラジオで広報されただけとなった。こういう緊急時こそ、マスコミがもっと情報伝達に協力してほしいと思う。(「復興ルポ・その時、歯科医師たちは」『歯科医師からのレポート 震災でわかった歯と食のはなし』神戸市歯科医師会)</p> <p>災害時における顎骨骨折、顔面外傷などに関しては、各大学における口腔外科医と医科系との共同活動などによって行うことが必要だと思われる。(「復興ルポ・その時、歯科医師たちは」『歯科医師からのレポート 震災でわかった歯と食のはなし』神戸市歯科医師会)</p> <p>ところが神戸市の場合は、国の指令による休日急病対策と少々方式が異なっていたために、国の補助事業である「在宅当番医制」の実行協力者とみなす条件として、平成6年1月～12月の間に休日急病相談所に出務した者を対象とし、休日に協力在宅し休業相談所からの指令によって実際に診療した人々は対象とならない、との発表があった。結局本事業の対象から漏れた者とは、休日に拘束在宅で協力のみの方、自宅の建物でないテナント入居者、平成6年の間には何等かの理由で休日急病相談所へ出務出来なかった者であった。当然、大変な不公平感が漲った。(『震災と医療』兵庫県医師会)</p> <p>ところが、二次救急輪番病院への補助は「救急部門」の復旧にしか適用されず、「医療施設近代化施設整備事業」の補助金制度は歯科医療機関を除外し、休日当番出務実績、ビル内診療所・一人医療法人など医療施設の所有者名義不一致を条件に選別し、すべての被災医療機関を救済しえないきわめて不十分な制度とされた。ビル診療所など民間医療機関の開設条件や、一人法人医療機関を除外したことは大都市災害の特徴や、医療機関の「近代化」を無視するものであった。(高山忠徳「被災患者支援と、民間医療機関への公的支援」『大震災100の教訓』)</p> <p>被災者の医療費窓口一部負担の免除(マル免)制度は、地震発生の1月17日から被災指定地域居住者で、住家の全・半壊または全・半焼した被災者、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人、それらに準ずる者は、一部負担金、入院時食事療養費が猶予されることとなった。...(中略)...この免除制度は、健康保険が4カ月後の1995年5月31日(市民税非課税者等は同12月31日まで、入院時食事療養費の標準負担額は96年12月末まで減額)国保は1995年12月末で打ち切られた。大震災により、震災関連死や、健康被害、健康悪化が広がり、仮設住宅入居まもなく、生活再建の目処も立たないなかでの免除制度打ち切りにより、治療中断を余儀なくされた被災患者は少なくない。(高山忠徳「被災患者支援と、民間医療機関への</p>	

公的支援」『大震災100の教訓』)
課題の整理
医療機関の復旧に対する支援拡充の検討 保険医療の確保のための援助措置の検討
今後の考え方など
<p>○保健医療の確保のための援助措置の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金、保険料などの免除等については、医療保険制度における例外的な取扱であるが、今後阪神・淡路大震災と同様に甚大な被害が生じ、医療を緊急に確保する必要がある場合には、同様の措置をとることも検討していかねばならないと考えている。(厚生労働省) <p>○医療機関の復旧に対する支援拡充の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療供給体制の確保を図るため、災害拠点病院を始め病院の耐震化等の整備を進める。(厚生労働省)